

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年5月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600337 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700004 号

第 1 結論

昭和 52 年 11 月から昭和 58 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 11 月から昭和 58 年 6 月まで

私が 20 歳になった頃に、私の国民年金の加入について、父が A 市役所で尋ねたが、障がいを持っている方は国民年金保険料を納めなくてもよいと言われた。その後、多分 5 年ぐらいして A 市役所から呼出しの通知が届いたことから母と同市役所に出向いたところ、国民年金保険料を納めないと将来年金がもらえないと言われたため、最初の話と違うと言ったが、その時に年金手帳を渡され、その後、国民年金保険料を父が過去の分も併せて納めたので未納はないはずである。訂正請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 10 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、請求期間のうち昭和 52 年 11 月から昭和 56 年 6 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、昭和 58 年 10 月より前に、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする請求者の父親は、既に死亡しているため、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

このほか、請求者及びその父親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600316 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700008 号

第 1 結論

昭和 52 年 5 月 25 日から昭和 55 年 4 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 57 年 2 月 1 日から昭和 58 年 1 月 4 日までの期間について、B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 5 月 25 日から昭和 55 年 4 月 1 日まで
② 昭和 57 年 2 月 1 日から昭和 58 年 1 月 4 日まで

請求期間①について、年金記録では、A 社を入社してからわずか 1 か月で退社したことになるが、2 年間から 3 年間は働いたはずなので、同社の資格喪失日を訂正してほしい。

請求期間②について、年金記録では、B 社を昭和 57 年 2 月に退社し、次の C 社への入社が昭和 58 年 1 月となっているが、B 社を退社してすぐに C 社に入社したので、この間は 1 週間くらいであったはずなので、B 社の資格喪失日を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、A 社は、昭和 52 年 5 月 2 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当し、その後、昭和 54 年 10 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、請求期間①のうち昭和 54 年 10 月 1 日から昭和 55 年 4 月 1 日までの期間については、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A 社の事業主は所在が不明であり、同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる請求者以外の者はいずれも所在不明、死亡等のため、請求者の請求期間①に係る勤務実態について確認できる資料を得ることができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者の同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 52 年 5 月 25 日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる上、同被保険者名簿の備考欄には請求者の健康保険被保険者証が同年同月 26 日に社会保険事務所（当時）に返納されたことを示す「証返納 (52.5.26)」の記載が確認できる。

2 請求期間②について、雇用保険の被保険者記録によると、請求者の B 社における離職年月日は昭和 57 年 1 月 31 日と記録されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（昭和 57 年 2 月 1 日）と符合する。

また、オンライン記録によると、B 社は平成 17 年 7 月 13 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、請求期間②当時の事業主は、請求者に係る資料の保管は無く請求者の勤務期間については不明である旨回答している上、請求期間②において同社に係る厚生年

金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に文書による照会を行ったが、請求者の退職時期及び勤務期間を具体的に記憶しているとする者はいないことから、請求者の請求期間②に係る勤務実態について確認できる資料を得ることができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。